

中小建設業者の受注機会の確保 について（通知）

監第12-25号

平成7年12月11日

土木部長から 土木部各課（室）長 あて
土木部出先機関の長

このことについて、平成7年11月1日付け建設省建設経済局長・自治省行政局長通知（別添）を踏まえ、入札・契約手続き及びその運用の改善を図ってきたところであります。

今般、中小建設業者の受注機会の確保を図るため、特定建設工事共同企業体及び一般競争入札の入札参加資格条件等の運用の緩和を図ることとし、別紙「中小建設業者の受注機会の確保対策について」のとおり運用することとしましたので、執行に当たっては十分留意してください。

中小建設業者の受注機会の確保対策について

1 特定建設工事共同企業体に関する対策

(1) 特定建設工事共同企業体の代表構成員以外の構成員の要因の緩和

特定建設工事共同企業体の代表構成員以外の構成員について、成果的な共同施工が確保され、工事の質の低下を招くおそれがない場合には、工事实績の条件を必要としないこととするとともに、4億円未満の工事にあたっては、地理的条件を十分勘案し、第2位等級（B）の入札参加を活用する。

(2) 大規模な工事について構成員を3者とする特定建設工事共同企業体の活用

特定建設工事共同企業体の構成員は2者を原則として運用してきたところであるが、大規模な工事で、高度な技術力を要するもの又は多数の工種にわたるものについて技術力を結集する必要がある場合には、構成員を3者とする特定建設工事共同企業体を活用する。

(3) 出資比率の明確化

代表構成員の出資比率は構成員中最大とすることとなっているが、代表構成員と他の構成員との出資比率が同率の場合の取り扱いが不明確であったことから、同率を認めることとする。

2 入札参加資格条件の緩和

(1) 公募型指名競争入札における第2位等級（B）の入札参加の活用

公募型指名競争入札において、従前最上等級の業者を対象としてきたところであるが、第2位等級の業者についても、技術的条件を満たす場合に地理的条件を十分勘案して4億円未満の工事について公募への応募を積極的に活用する。ただし、この場合、入札参加条件として必要に応じ工事实績を求めるものとする。

<入札参加資格の例>

1例： 土木一式の等級がA 2者又はAと 管内のBの2者による共同企業体

2例： 土木一式の等級がAと 管内のBの2者による共同企業体

(2) 一般競争入札における客観的の引き下げ

一般競争入札の試行において、県外建設業者の入札参加資格条件の経営事項審査の客観点数は、工事規模、技術的適正等を勘案し工事ごとに定めてきたところであるが、一般土木においては客観点数を1,500点以上を基本とする。

(3) 技術的要件の緩和

技術的要件の設定については、個別の工事の特性に応じて、技術的観点から真に必要な条件を設定することとし、必要な程度を越えて厳しい条件を設定して競争参加者を限定することのないようにする。

工事実績として認める工事については、

発注者、施工区域による制限を設けないこと。また、同種工事の範囲を弾力的に運用する。

工事実績対象期間は過去5年から10年に延長する。

配置予定技術者については、

同種工事の経験として認める対象期間を過去5年から10年に延長する。

配置予定技術者の経験は、監理技術者又は主任技術者としての経験とし、競争参加時における複数工事への重複申請は認めない。

3 指名選定における配慮

発注標準において上位等級と直近下位等級とが重複する工事では、技術的適性等から適正な施工が確保されるものについては、地理的条件を勘案し下位等級の指名について十分に配慮する。

建設省経入企第23号
自治行第86号
平成 年 11月 1日

各都道府県知事 殿

建設省建設経済局長印
自治省行政局長印

地方公共団体の公共工事に係る入札・契約手続き及びその運用の
改善の推進について

標記については、平成5年12月24日、平成6年1月31日及び平成7年1月6日付け建設省建設経済局長、自治省行政局長連名通知等の趣旨を踏まえ、既に必要な改善措置を実施されているものと思料される。

建設省及び自治省が先般行った地方公共団体の入札・契約手続きに関する実態調査の結果を見ると、全般的には通知等の趣旨を踏まえた改善に取り組まれているところであるが、市町村を中心として一部改善の趣旨の徹底が不十分である点も見られたところである。

また、今般、平成6年4月15日に作成された政府調達に関する協定（以下「新たな政府調達協定」という。）を実施するため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例政令の趣旨、内容を踏まえた改善措置を講じる必要がある。

さらに、さる10月18日には平成7年9月20日の経済対策閣僚会議において決定された「経済対策」に基づき、内需の拡大を図るための一般公共事業等の大幅な追加等を内容とする「平成7年度第2次補正予算」が成立したところであり、公共事業の施行については、全体として円滑かつ確実に執行されるよう十分に配慮する必要がある。

今後とも、各都道府県におかれては、このような状況を踏まえ、下記事項に留意の上、公共工事に係る入札・契約手続き及びその運用の改善を一層推進するとともに、貴管下市町村に対し改善策の周知徹底をお願いする。

記

1 新たな政府調達協定に基づく特例政令の適用範囲

今般の特例政令は、新たな政府調達協定の実施に必要な範囲内で入札・契約手続きに係る地方自治法施行令の特例を定めるものであること。したがって、当該協定の対象となる都道府県及び指定都市の24億円3千万円（1500万SDR。なお、SDRの邦貨換算額の今後の変動に伴い、変動しうるものであること。以下同じ。）以上の公共工事については、特例政令の対象となるが、当該協定の対象となっていない市町村の公共工事並びに都道府県及び指定都市の24億3千万円以上の公共工事については、特例政令の対象となるものではないこと。

なお、特に次の点に留意されたいこと。

都道府県及び指定都市の24億円3千万円以上の公共工事については、入札参加者の資格として事業所所在地要件を付してはならないこと。

都道府県及び指定都市の24億円3千万円以上の公共工事については、地方自治法施行令第167条の10第2項に基づく最低制限価格制度を活用することはできないこと。しかしながら、良質な工事の施工を確保するために、当該工事の確実な施工が不可

能となるような極端な低価格による入札を排除することが必要な場合には、同条第1項に基づく低入札価格調査制度を活用すること。なお、新たな政府調達協定の対象とならない公共工事については、当該工事の規模・種類、審査体制の調整状況等に応じて低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を適切に活用すること。

2 今後の入札・契約手続きにおける留意点

(1) 適切な入札方式の採用について

入札方式については、工事の規模、地域の実情等を踏まえつつ、一般競争入札、公募型又は工事希望型指名競争入札等を適切に採用するとともに、指名競争入札の実施に当たっても、透明性・公平性の確保に配慮すること。

(2) 一般競争入札の実施について

都道府県及び指定都市については、平成6年1月18日に閣議了解した「公共事業の入札・契約手続きの改善に関する行動計画」に基づき、24億円3千万円以上の公共工事に一般競争入札を採用するよう要請しているところであること。

一般競争入札については、競争性が高い反面、不良不適格業者の混入する可能性が大きいこと等のデメリットも指摘されていることから、入札参加資格、格付け及び発注標準等の整備及び見直しや、個々の入札毎に適正な参加条件を設定することにより工事の質の確保に配慮するとともに、入札・契約手続きの実情を把握し、適宜執行体制その他の見直しを行うこと。

(3) 指名競争入札における透明性及び公平性の確保について

指名競争入札を行う場合にあっては、指名を適正に行い、また、指名の適正さを担保するための内部チェック、監査等に資するため、明確な指名基準とそれを具体的に補完する運用基準を早急に策定及び公表すること。

指名競争入札の透明性をより一層高めるため、指名結果、入札経過及びその結果並びに発注標準の公表を早急に行うこと。

(4) 監査の徹底について

資格審査・格付け、競争参加条件の設定・競争参加資格の確認（又は指名業者の選定）、資格停止（又は指名停止）などの手続きの透明性を高めるため、財務監査に加え行政監査も活用するなど監査委員による監査の徹底を図ること。また、入札監査委員会の設置を検討する場合には、その役割について監査委員との調整を図ること。

(5) 中小建設業者の発注機会の確保について

中小建設業者の発注機会の確保については、発注標準の適正化及びその遵守、優良な建設業者の上位の等級に属する工事への指名、分離・分割発注及び計画的発注の推進等により積極的にその確保を図られたいこと。

3 市町村に対する改善策の指導

入札・契約手続き及びその運用の改善に係る市町村に対する指導については、各都道府県における市町村指導担当課及び土木部等が密接に連携を取りながら行うとともに、通知による指導のみならず、各都道府県における公共工事契約業務連絡協議会等の場も活用すること。

中小・中堅建設業者の発注機会の確保対策

平成7年10月

建設省

中小・中堅建設業者の発注機会の確保については、去る7月に対策をとりまとめたところであるが、中小・中堅建設業者を取り巻く厳しい状況に鑑み、今回、その内容をさらに充実し、下記のとおり「中小・中堅建設業者の発注機会の確保対策」としてとりまとめたところである。（注：文中、下線を付した部分は今回新たに講ずる対策である。）

なお、「平成7年度建設省所管事業の執行について（平成7年4月3日事務次官通達）」に基づき、発注標準の遵守、分離・分割発注の推進、経常建設共同企業体の活用等に留意しつつ、所管事業を執行しているところであるが、今回の「平成7年度第2次補正予算等に係る建設省所管事業の執行について（平成7年10月18日事務次官通達）」においてもその趣旨を徹底したところである。

記

1 建設省直轄工事における当面の施策

(1) 特定建設工事共同企業体に関する対策

特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員の要件の緩和

特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員について、効果的な共同施工が確保され、工事の質の低下を招く恐れがない場合には、施工実績等の要件を緩和するとともに、客観点数の条件を引き下げる。

大規模な工事について構成員を3社とする特定建設工事共同体の活用

特定建設工事共同企業体の構成員数は原則2社として運用してきたところであるが、大規模な工事で、高度な技術力を要するもの又は多数の工種にわたるものについて技術力を結集する必要がある場合には、構成員を3社とする特定建設工事共同企業体を活用する。

現行基準額未満の規模の工事について特定建設工事共同企業体の活用

ア 現行基準額の1/2までの規模の工事について、施工上特殊な技術等を要し技術力を結集する必要がある場合に、特定建設工事共同企業体を活用する。

イ 多数の工種に係る施設で一括して基準額を定めているものについて、施設内容を細分化した場合における基準額を引き下げる。

例えば、建築に係る施設について、

| 現行 | 新規 |
|--------------------------|-----------------------|
| 建築物おおむね30億円 | 建築物おおむね30億円 |
| *電気設備、暖冷房衛生設備等は建築物の基準を適用 | 電気設備及び暖冷房衛生設備おおむね20億円 |

(2) 入札参加資格条件の緩和

公募型指名競争入札における優良建設業者の上位ランク工事への参入

公募型指名競争入札において、直近下位ランクの建設業者についても技術的条件等を満たす場合に地理的条件を十分勘案して公募への応募を認める工事を拡大する。

一般競争入札における客観点数条件の引下げ

一般競争入札において、工事実績、技術者要件等で建設業者の施工能力が確保でき、工事の質の低下を招く恐れがないものについては、客観点数の条件（例えば一般土木 1500 点以上）を相当程度引き下げる。

技術的条件の緩和

技術的条件の設定については、個別の工事の特性に応じて、技術的観点から真に必要な条件を設定することとし、必要な程度を超えて厳しい条件を設定して競争参加者を限定することがないようにする。

工事実績として認める工事については、

ア 発注者、施工区域による制限を設けないこと。また、同種工事の範囲を弾力的に運用

イ 共同企業体工事実績の出資比率を 30 % 以上から 20 % 以上に緩和

ウ 対象期間を過去 5 年から 10 年に延長

配置予定の技術者については、

エ 同種工事の経験として認める対象期間を過去 5 年から 10 年に延長

オ 経験時の役職を問わず、また、競争参加時における複数工事への重複申請を容認

(3) 発注標準の見直し

平成 8 年 1 月 1 日に発効する政府調達協定による一般競争基準額の邦貨換算額が平成 8 年度から変更されることに併せて、発注標準を平成 8 年度から変更（ランク区分額の引上げ）する。

なお、それまでの間の暫定措置として、今回の経済対策による史上最大規模の公共事業の追加を受け、発注標準の基礎となる建設業者数と工事量との各地方における均衡を考慮し、建設大臣承認により発注標準を変更することができる制度を活用して、地域の実情に応じて発注標準の引上げを行う。

(4) 各種提出資料の簡素化、共通化の推進

C O R I N S に登録されている工事実績についての契約書の写しの提出免除を認める。また、提出資料の簡素化、共通化の趣旨を徹底する。

2 地方公共団体・公団等における運用の改善

(1) 特定建設工事共同企業体に関する運用の改善

特定建設工事共同企業体の基準額等の変更に際しての運用上の配慮の要請

特定建設工事共同企業体の基準額等に関して従前の取扱いを大幅に変更しているものについて、漸進的な運用改善に配慮することを要請する。

特定建設工事共同企業体の構成員の組合せに係る第三位等級の者の取扱いの明確化

施工技術上特殊な技術、知見等が必要とされる工事について、第三位等級の者が特定建設工事共同企業体の構成員として参加できる場合を明示し、その趣旨を徹底する。

(2) 建設省の講じた対策の趣旨を踏まえ中小・中堅建設業者の発注機会の確保を図るよう運用の改善を要請

建設省の上記の対策について、地方公共団体、公団等に対し、中央公共工事契約制度運用連絡協議会、地方公共工事契約業務連絡協議会等を通じてその趣旨を徹底するとともに、その趣旨を踏まえ運用の改善を行うことを要請する。